

1. 「労働審判」の申し立て件数が増加 ～ 2年間で約2.3倍に増加～

2008年における「労働審判」の申立件数が2,052件となり、制度がスタートした2006年(877件)と比較すると約2.3倍に増えたそうです。2009年については9月末時点で2,553件となり、すでに昨年の件数を大幅に上回っています。

労働審判は、解雇や賃金の不払いなど、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブル(個別労働紛争)について、その実情に即して「迅速」、「適正」、「実効的」に解決することを目的としています。

労働審判の手続きは、労働審判官(裁判官)1名と、労働に関する専門知識・経験を有する労働審判員2名で組織された労働審判委員会(計3名)が、原則として3回以内の期日で審理を行い、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に即した柔軟な解決を図るための労働審判を行う手続きです。この労働審判に対して当事者から異議の申し立てがあった場合には、労働審判はその効力を失い、労働審判事件は通常の訴訟に移行することになります。

労働審判のメリットとしては、原則として3回以内の審理で解決が図られるため、通常の訴訟よりも迅速な紛争解決を図ることができる点が挙げられます。制度スタート以降、申立てから審判終了までの平均日数は「約74日」となっています。

また、申立ての際に必要な印紙代も通常の民事訴訟の半額となっており、費用的なメリットも大きいと、労働者側からの申立てが多いようです。

昨今の不況により、解雇、雇止め、派遣切りなどをめぐる労使間のトラブルが増加していることが、労働審判の申立件数の増加につながっていると考えられます。また、不況下において、2009年1～6月にサービス残業が急増していたとする民間企業の調査結果などもあり、申立件数の増加傾向はしばらく続くものと考えられます。企業側としては、労使間のトラブルを生じさせないような取組み(適正な労務管理、就業規則・社内規程の見直しなど)が、より重要になってくるでしょう。

2. 過労と認め、店長の死亡を労災認定 ～ 東京SR労務ニュースより抜粋～

今回は、経営者の皆様にご存知いただきたい注目の労務ニュースをとりあげさせていただきます。

神奈川労働局は、日本マクドナルドの店長(女性=当時41歳)が2007年10月16日、勤務中にくも膜下出血で倒れ、3日後に死亡したことについて、過重労働が原因だったとして労災と認定しました。当初、死亡した店長の遺族が管轄の労働基準監督署に遺族補償給付の請求を行いましたが、倒れた日を病気の発症日としてとらえ、その前に休暇を取得していたこと、直前の6ヶ月の月平均残業時間が77時間余りであることから、過労死認定基準の80時間を超えていないとして、労災と認めませんでした。これを不服とした遺族が労働局に審査請求。調査を進めると、店長が頭痛を訴えるメールを知人にしていたことなどで複数の医師が、「くも膜下出血の前駆症状がある」と認めていることなどをもとにして、倒れる前の9月下旬から発症していたと推定。発症前の月平均残業時間が80時間を超えていたものと、認めたものでした。……「80時間を超える残業時間」が一つの過労死認定基準の二つの目安とされています。まずは適正な労働時間の把握、そして残業抑制が必須です。



3. PR 講演のご紹介 ～ テクニカルショウ Inパシフィコ横浜

2010年2月3～5日にパシフィコ横浜で行われます「第31回工業技術見本市 テクニカルショウヨコハマ2010」にて出展者セミナーブースでの講演をさせていただくことになりました。内容は、改正労働基準法について最新の情報を解説させていただきます。

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子(登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

編集後記

先日、友人の社労士と合同の事務所移転祝いを、ミシュラン2009の三ツ星レストランの「カンテサンス」でしていただきました。日本人シェフが、日本人の味覚に合わせた創作フレンチがコンセプトのお店。超和食店かつ庶民派代表の私も気持ちを引き締めて、参戦。場慣れした感じの客に囲まれた緊張空間でした。お味についての率直な感想は、「美味しいものもあるが、よくわからないものもあり!」。甘いビスケット生地の上に、乗った生ウエとホタテの一品は、やっぱりビスケットと刺身は別々で、しかも刺身醤油とワサビをつけて食べたいなあ、なんて思ったり…。そんなことシェフが聞いたら、がっかりするでしょう。(スミマセン)。しかし、世界のトップクラスの美食を味わえたことは貴重な経験であり、とても記念に残りました。(秋山)